基本目標Ⅳ　DVの根絶

【基本目標Ⅳの体系図】

新規　基本施策　Ⅳ－１　DVに関する啓発活動の推進　重点項目

- 17　DVに関する周知・啓発の充実

新規　基本施策　Ⅳ－２　DV相談体制の整備　重点項目

- 18　相談業務の充実

新規　基本施策　Ⅳ－３　DV被害者への自立支援の充実　重点項目

- 19　DVの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実

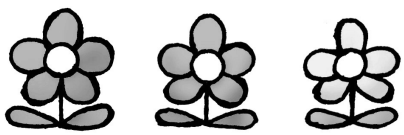

基本施策　Ⅳ－１　DVに関する啓発活動の推進　重点項目

【現状・課題】

◆市民、地域、企業などに向けて、広くＤＶに関する周知が必要となってきます。

◆アンケートによると、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」及び「社会的隔離」のいずれも、９０％前後が「全く無い」と回答しているものの、一方で「言葉による暴力」や「長時間の無視」などの精神的暴力を受けている割合は、他の暴力と比較して高くなっています。ＤＶを根絶するためには、市民に「暴力」の内容を認識してもらうことが重要です。

◆男女が互いの人権を尊重する意識や、不当な暴力を許さない意識をもつことが重要です。このため、これから家庭を築いていく若い世代に対して、デートＤＶを含むＤＶについての認識や理解を促進する啓発活動を推進することが必要となります。

【今後の方向性】

人権侵害としてのＤＶの認識をもってもらうため、周知・啓発活動を広く行います。
同時に、ＤＶ被害に遭った場合の相談窓口について充実を図ります。

活動者の声

DV被害の防止に向けて、多様な支援が必要

特定非営利活動法人 ing

私たちは、男女共同参画の考えをベースに、子育てと女性の生涯にわたる自分育てを応援しています。

母親が子どもを安心して育てることができる「心の持ち方」が大切だと考えたとき、自然とＤＶ支援も行うようになりました。

ＤＶ被害の方は、健康、子育て、仕事など二重苦、三重苦の環境に陥り、相談に行くところがわからないとか、相談することでかえって傷ついた経験があると、ますます孤立してしまいます。

一番いいのは、顔を合わせながら、時間をかけて話せるところから話していただくことだと考えて、私たちは「傾聴」の姿勢を大切にしたいと思っています。

ＤＶ被害を未然に防ぐためには、子どもへの教育も大切で、中高生にデートＤＶに関する啓発を行い、「支配や制限は、愛ではない」ということを機会があるごとに話題にすることも必要だと思っています。被害者にも加害者にもならない人をつくる、それがＤＶを防止する最善の方法ではないでしょうか。

【具体的な取り組み】

１７　ＤＶに関する周知・啓発の充実

行動計画	施策	担当課
（３４） 人権侵害としてＤＶへの認識を深める	**７４**　ＤＶなどの人権侵害問題について啓発を行う	市民協働課
	新規 **７５**　児童・生徒向けにデートＤＶに関する内容のリーフレットなどを作成・配布し、周知を行う	市民協働課
	７６　各種研修などで活用するため、ＤＶに関する貸出用ＤＶＤなどを整える	市民協働課
	新規 **７７**　女性から男性へのＤＶについて周知を行う	市民協働課
（３５） 相談業務の周知・啓発を進める	**７８**　ＮＰＯ、行政などが行う女性に関する相談業務について啓発をする	市民協働課
	７９　広報、ウェブサイトなどにより市が行う相談窓口の開設状況を利用者に周知する	市民課

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	３次プラン目標値	担当課
		Ｈ２３年度	Ｈ２９年度（最終年度）	
（34）	新規 DV啓発活動回数	―	5回	市民協働課

基本施策　Ⅳ－２　DV相談体制の整備　重点項目

【現状・課題】

◆アンケートによると、ＤＶの被害に遭った際、男女ともに「だれにも相談しなかった」が男性７１．７％、女性４１．０％と最も高くなっています。相談しなかった理由としては男女ともに「相談するほどのことではないと思った」が最も高く、男性は６５．１％、女性は４３．８％となっています。このほか、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すればいいと思った」、「相談してもムダだと思った」が上位を占めており、ＤＶに対する認識の低さや諦めが、ＤＶの根絶を阻んでいる一因となっていることがうかがえます。

◆子育て支援や若者支援、人権などにかかわる市民活動団体においても、ＤＶに関する相談体制の重要性が認識されています。ケースによっては児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えており、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することが求められます。なお、相談窓口は市民が訪れやすく、相談しやすい体制づくりを充実させていく必要があります。

【今後の方向性】

相談業務においては、相談・支援業務を行う職員に対する啓発を行い、二次的被害*14の防止体制を整備します。

また、関係機関や関係各課との連携を図りながら、定期的な連絡会で被害者への支援体制の確認や情報の共有化を図ります。

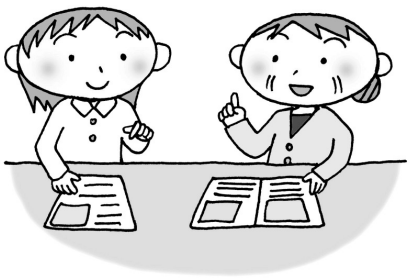

＊14　二次的被害
犯罪そのものから受ける直接の被害（一次的被害）ではなく、関係機関や周囲の人々の配慮に欠けた対応などによって受ける被害のこと。

【具体的な取り組み】

１８　相談業務の充実

行動計画	施策	担当課
（３６） 相談窓口業務を充実する	**８０**　女性悩みごと相談、母子相談、子育て相談、ＤＶや児童虐待に関する相談、心配ごと相談、福祉法律相談業務の充実を図る	市民課 子育て支援課 社会福祉協議会
	８１　ＤＶの実態把握に努めるとともに被害者や加害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る	市民協働課 市民課 子育て支援課
（３７） 市及び関係機関との連携を強化する	**８２**　情報の共有化と被害者への支援体制の確認を行うため、市において関係部署との連絡会を定期的に開催する	市民協働課
	８３　虐待等防止地域協議会を中心に、県、警察、児童相談センター、社会福祉事務所など関係機関との連携を図り、虐待対応相談体制の充実・強化を図る	子育て支援課

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	３次プラン目標値	担当課
		Ｈ２３年度	Ｈ２９年度（最終年度）	
（37）	DV庁内連絡会議の開催回数	0回	2回	市民協働課
（37）	虐待等防止地域協議会の開催回数	3回	3回	子育て支援課

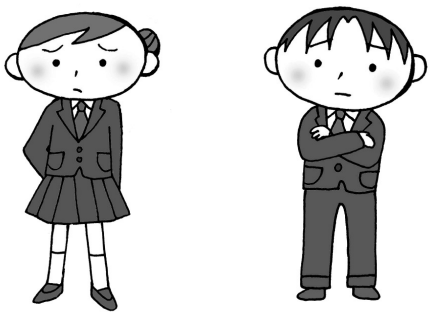

基本施策　Ⅳ－３　DV被害者への自立支援の充実　重点項目

【現状・課題】

◆アンケートによると、市民が求めるＤＶに対して必要な行政の対応として「ＤＶ被害者のための相談体制を整える」が最も高く、４９．８％となっています。このほか、「ＤＶ被害者が逃れるための緊急一時保護施設活動を支援する」、「ＤＶ被害から逃れた人が自立して生活できるよう支援する」が上位を占めており、被害の発見から自立までの長期にわたる支援が求められています。

◆市では、ＤＶ被害者へ適切な支援を行うためにＤＶ庁内連絡会議を設置し、関係各課との連携を図っています。今後は、相談事例の検討を行うだけではなく、相談や支援にあたる職員がＤＶの特性を理解し、ＤＶ被害者への二次的被害を及ぼすことなどを防止する必要があります。

【今後の方向性】

ＤＶ被害者の早期発見及び保護のための体制づくりを進めるとともに、被害者の自立に向けての支援の充実に努めます。

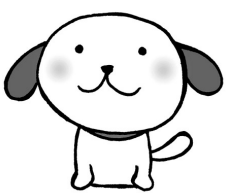

【具体的な取り組み】

１９　ＤＶの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実
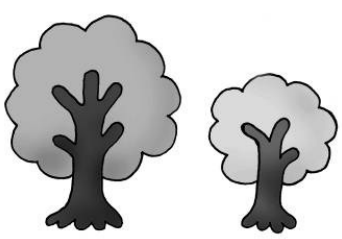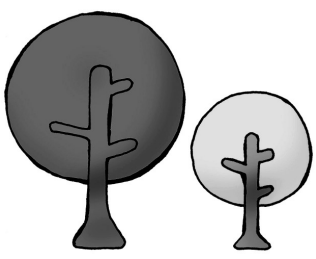
行動計画	施策	担当課
（３８） 被害者の早期発見体制及び保護体制づくりを進める	８４　女性や児童に対する暴力の実態把握に努める	市民協働課
	８５　市民向け講座においてＤＶや児童虐待に対する認識を深め、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進する	市民協働課
	８６　女性や児童に対する暴力の認識を深め、被害者を早期発見することができるよう市職員・教職員への研修を実施する	市民協働課 学校教育課
	新規 ８７　女性相談センター、児童相談センター、警察及び市の関係部署と横断的に連携をとり、被害者を適切に一時保護する	子育て支援課
	新規 ８８　ＤＶ被害者が緊急時に一時的に避難できる場所を確保する	子育て支援課
（３９） 自立に向けての支援を充実する	新規 ８９　ＤＶ被害者が自立した生活が送れるよう長期的な支援をする	子育て支援課
	新規 ９０　ＤＶに関する市民活動団体を支援する	市民協働課